

愛媛県立宇和島東高等学校津島分校校舎警備業務委託仕様書

1 対象物件

学校名 愛媛県立宇和島東高等学校津島分校
所在地 愛媛県宇和島市津島町高田甲 2469 番地 1

2 委託業務

- (1) 校舎内侵入異常の感知
- (2) 火災異常の感知
- (3) 各種感知器（漏電、水槽他）による (2) 以外の異常の感知
- (4) (1) から (3) の異常発生時の対応

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

4 校舎内侵入異常の感知方法

- (1) 警備範囲
警戒区域により示された範囲とする。
- (2) 警備機器
ア 警備範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機械装置を設置する。
イ 校内要所には異常を感知した場合の威嚇機器を設置する。
ウ 2 の (2) 及び (3) の設備異常については、既設の報知器から移報する装置を設置する。
- (3) 通信回線
各種感知器の信号受信は、受託者の本社又は通信司令本部と既存の電話回線を介することとし、通信回線に係る費用は受託者負担とする。

5 警備機器の設置個所及び運用

- (1) 警戒区域は全体で 1 ブロックとし、次のとおりとする。

| 共用警戒区域 | 警 戒 室 名 |
|--------------------|----------------------|
| 本 館 1 階～ 2 階 | ○校長室 ○職員室 ○事務室 化学準備室 |
| 第 2 教棟 1 階～ 2 階 | 保健室 商業教室 |

(2) 警戒区域の運用

- ア 共用警戒区域は廊下部分を警戒対象とする。
- イ ○印で指定する部屋は異常感知時、映像及び集音装置による監視が可能であるものとする。
- ウ 操作盤等の設置は 1 箇所とし、操作にはカードを使用する。カードの枚数は本校の職員数（約 35 枚）とする。

エ 操作盤等は共用警戒区域内の警備の設定状態が確認できるものとする。

オ 警備機器の取扱説明書を備える。

6 警備の対象時間

警備対象時間は、警備区域の開始設定から解除までとする。また、事前の連絡がなく、22 時を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しないときは、受託者が学校に確認の電話をする。

なお、電話の応対がなく確認できない場合は、警備区域の巡回確認を行う。

7 警備要員の配置

受託者は、侵入等異常発生後、速やかに（警備業法に基づき 25 分以内）現場に到着できるように、警備要員の配置を行う。

8 異常情報受信の際の対応

(1) 受託者は、異常を受信したときには、警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の確認をするとともに、事態の拡大防止に努める。

(2) 受託者は、必要に応じ、予め定めた緊急連絡者に連絡するとともに、関係機関へ通報する。

9 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は終日とする。

10 各種感知器の異常感知の監視

受託者は、各種感知器によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。監視時間は終日とする。

11 警備状況の報告

受託者は、機動警備報告書を作成し、委託者に報告しなければならない。また、委託者から要求があった場合は、その都度警備状況について報告しなければならない。

12 守秘義務

警備業務にあたり知り得た委託者及び当該施設に関する情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後についても同様とする。

13 現状回復

契約の解除及び期間満了により機器等を撤去する場合、設置前に近い状態に回復すること。また、撤去の費用については、受託者の負担とする。

14 損害賠償

受託者が、本仕様書の条項違反あるいは故意、過失により愛媛県若しくは第三者に損害を与えた場合、受託者は、対人賠償、対物賠償を合わせて 1 事故 10 億円を限度として賠償の責任を負う。

15 その他

- (1) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。
- (2) 警備業務は、令和6年4月1日から開始すること。
- (3) 落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和6年3月31日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。
- (4) この仕様書は、警備方法の概要を示すものであるから、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、この仕様書に記載していない事項であっても、必要に応じ協議して実施するものとする。なお、入札書の提出にあたっては、本仕様書と同等、若しくはそれ以上の運用方法及び構成機器とする。

特 記 事 項

- 1 本警備のための機器設置工事及び調整等本警備システムが十分に稼働するまでの期間は、機械に代わる警備員を常駐させるなどの措置を講ずること。
- 2 本警備が支障なく運用されるため、本校職員等に対する機器取扱説明及び運用上の問題点の説明会等を計画し実施すること。